

掲載・更新年月日：2024年4月16日				
金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表				
金融事業者の名称		株式会社SBIネットレード証券		
■取組方針掲載ページのURL：		https://www.sbineotrade.jp/corporate/fiduciary-duty.html		
■取組状況掲載ページのURL：		https://www.sbineotrade.jp/corporate/fiduciary-duty-approach.html		
	原則	実施・不実施 ※6	取組方針の該当箇所 ※6	取組状況の該当箇所 ※6
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して信頼・公正な業務を行い、顧客の最善の利益を追求すべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	1 お客様の最善の利益の追求	1 お客様に向けた最高水準の取引環境とわかりやすい情報の提供
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を追求することとし、あらゆる取引において顧客最善と収益の両立につなげていくことを目指すべきである。	実施	1 お客様の最善の利益の追求	1 お客様に向けた最高水準の取引環境とわかりやすい情報の提供
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について定期的に認識し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	2 利益相反の適切な管理	4 お客様本位のサービス実現のための体制づくり
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事項が取引又は業務に当たって、例えば、以下の事項			

※1「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7に示されている(注)を含む(注)に「実施」、「一部実施」、「不実施」、「一部不実施」、取組方針・取組状況の該当箇所(該当・該当否)を、原則1、ページなどに記載していただく。

金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォームとに不一致がある場合は、金融事業者のウェブサイトに掲載されます。